

区域計画の変更の認定申請書

令和8年5月 日

内閣総理大臣 殿

東京圏国家戦略特別区域会議

令和8年3月10日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略都市計画建築物等整備事業」を1事業変更する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業」に2事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

令和 8 年 5 月 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑭ 略

- ⑮ 三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社及び住友不動産株式会社が、八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 34～37 のとおり決定又は変更する。

【令和 6 年 8 月着工】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区） 別紙34

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙35
- ・東京都市計画自動車ターミナル第 8 号八重洲二丁目バスターミナル 別紙36
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙37

⑯～⑵⑩ 略

(3) ～ (5) 略

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、

全ての外国人患者に対する診療を実施する。

① ～⑦ 略

⑧ OHP DENTAL OFFICE (神奈川県相模原市) : アメリカ人1名【令和9年4月より実施予定】

⑨ あんざい歯科医院 (神奈川県相模原市) : アメリカ人1名【令和9年4月より実施予定】

以下 略

新旧対照表

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</p> <p>①～⑭ 略</p> <p>⑮ <u>三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社及び住友不動産株式会社</u>が、八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 34～37 のとおり決定又は変更する。【令和6年8月着工】</p> <p><都が定める都市計画に係るもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区）別紙 34 <p><区が定める都市計画に係るもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 35 ・東京都市計画自動車ターミナル第8号八重洲二丁目バスターミ 	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業 内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例 (国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</p> <p>①～⑭ 略</p> <p>⑮ <u>三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社、ヒューリック株式会社及び住友不動産株式会社</u>が、八重洲二丁目中地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、インターナショナルスクールやサービスアパートメント等の外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 34～37 のとおり決定又は変更する。【令和6年8月着工】</p> <p><都が定める都市計画に係るもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目中地区）別紙 34 <p><区が定める都市計画に係るもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 35

ナル 別紙 36
・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙 37

⑩～⑤⑩ 略

(3) ～ (5) 略

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

①～⑦ 略

⑧ OHP DENTAL OFFICE (神奈川県相模原市) : アメリカ人 1 名
【令和 9 年 4 月より実施予定】

⑨ あんざい歯科医院 (神奈川県相模原市) : アメリカ人 1 名 【令和 9 年 4 月より実施予定】

以下 略

・東京都市計画自動車ターミナル第 8 号八重洲二丁目バスターミナル 別紙 36
・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目中地区第一種市街地再開発事業 別紙 37

⑩～⑤⑩ 略

(3) ～ (5) 略

(6) 名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

①～⑦ 略

[加える。]

以下 略